

久留米市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 久留米市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び久留米市社会福祉審議会条例（平成19年久留米市条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(副委員長)

第2条 審議会に、条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長を置く。

(専門分科会)

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- ① 民生委員審査専門分科会
- ② 障害者福祉専門分科会
- ③ 老人福祉専門分科会
- ④ 児童福祉専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1のとおりとする。

3 専門分科会に、条例第8条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副分科会長を置く。

4 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

(専門分科会の会議の特例)

第4条 各専門分科会長は、緊急やむをえない必要がある場合は、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(専門分科会の決議の特例)

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第6条 障害者福祉専門分科会に、政令第3条第1項に規定する審査部会を置く。

2 審査部会が調査審議する事項は、別表第2のとおりとする。

- 3 審査部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 4 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、審査部会に属する委員の互選によってこれを定め、副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、審査部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審査部会の会議は、部会長が招集する。
- 8 審査部会の会議は、その属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審査部会の会議の特例)

第7条 部会長は、緊急やむをえない必要がある場合は、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(審査部会の決議の特例)

第8条 身体障害者の障害程度に関する審査部会の決議は、審議会の決議とする。

- 2 前項にかかる項目を除く審査部会の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課等が処理するものとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 民生委員審査専門分科会 | 健康福祉部地域福祉課 |
| ② 障害者福祉専門分科会 | 健康福祉部障害者福祉課 |
| ③ 障害者福祉専門分科会審査部会 | 健康福祉部障害者福祉課 |
| ④ 老人福祉専門分科会 | 健康福祉部長寿支援課 |
| ⑤ 児童福祉専門分科会 | 子ども未来部総務 |

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年9月26日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

各専門分科会の調査審議事項

分科会等名	区 分	具 体 的 な 項 目
民生委員審査専門分科会を除く各専門分科会		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の設立、社会福祉施設の設置に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員推薦会の推薦者に対する意見（民生委員法第5条第2項） ・市長が推薦会の推薦者が適当でないと認め、推薦会に再推薦を命じようとする場合の意見（民生委員法第7条第1項） ・推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見（民生委員法第7条第2項） ・市長が民生委員解嘱を厚生労働大臣に具申することへの同意（民生委員法第11条第2項） ・民生委員解嘱について審査会が審査する際の、本人への事前通告（民生委員法第12条第1項） ・上記の通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾（民生委員法第12条第2項） ・上記の通告を受けた民生委員からの意見の聴取（民生委員法第12条第3項）
障害者福祉専門分科会 児童福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項 知的障害者の福祉に関する事項 児童、妊産婦の福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者の福祉を図るための、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への必要な勧告（児童福祉法第8条第7項） ・上記のほか、身体障害者又は知的障害者の福祉に関する事項 ・児童の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への必要な勧告（児童福祉法第8条第7項） ・設備又は運営が最低基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害と認められる特定児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所）設置者への事業停止命令を行う場合の意見（児童福祉法第46条第4項） ・特定児童福祉施設に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見（久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条第1項） ・届出保育施設へ事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見（児童福祉法第59条第5項） ・母子家庭の福祉に関する事項の調査審議、市長諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申（母子及び寡婦福祉法第7条） ・母子福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見（母子及び寡婦福祉法施行令第13条） ・寡婦福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見（母子及び寡婦福祉法施行令第38条） ・母子保健に関する事項の調査審議、市長諮問への答申、関係行政機関への意見（母子保健法第7条） ・上記のほか、児童又は妊産婦の福祉に関する事項

	就学前の子どもの教育、保育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等を認可する場合の意見（就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 3 項） ・ 幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見（認定こども園法第 21 条第 2 項） ・ 幼保連携型認定こども園の認可を取り消す場合の意見（認定こども園法第 22 条第 2 項）
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見（老人福祉法第 18 条の 2 第 3 項） ・ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見（老人福祉法第 19 条第 2 項） ・ 上記のほか、老人の福祉に関する事項

別表第 2（第 6 条第 2 項関係）

障害者福祉専門分科会審査部会の調査審議事項

区 分	具 体 的 な 項 目
身体障害者の障害程度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が身体障害者福祉法別表に掲げる者に該当しないと市長が認めるための、審議会諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項） ・ 上記のほか、身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定に関する事項
身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見（身体障害者福祉法第 15 条第 2 項） ・ 身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を取消す場合の意見（身体障害者福祉法施行令第 3 条第 3 項）
自立支援医療に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更生医療及び育成医療に係る自立支援医療を担当させる医療機関（指定自立支援医療機関（薬局を除く。以下同じ。）を、市長が指定又は取消し等を行うことへの意見 ・ 指定自立支援医療機関の医療種類の変更申請に対し、市長が承認することへの意見
その他身体障害者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者に関する処分に係る審査請求に対し裁決を行う場合の意見